

高知県立あき総合病院 食堂・売店等運営事業審査要領

高知県立あき総合病院 食堂・売店等運営事業に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知県立あき総合病院 食堂・売店等運営事業公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 200 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1)	食堂事業	(45 点)
(2)	売店事業	(45 点)
(3)	自動販売機事業	(20 点)
(4)	入院セット事業	(40 点)
(5)	実施体制	(30 点)
(6)	その他自由提案	(20 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

令和 8 年 9 月 14 日（月）から令和 8 年 9 月 18 日（金）までの 1 日
場所 高知県立あき総合病院内会場

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は 1 社 20 分とします。

イ 日時及び順番は別途お知らせします。

ウ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。